

ドイツではいかに安全に暮らしているのか？：犯罪情勢に関する事実と科学的な知見に基づいた刑事政策のための推論

ハインツ, ヴォルフガング
コンスタンツ大学

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/8748>

出版情報：法政研究. 74 (2), pp.31-62, 2007-10-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ドイツではいかに安全に暮らしているのか？ 犯罪情勢に関する事実と科学的な知見に基づいた刑事政策のための推論

ヴォルフガング・ハイント
武内謙治(訳)

1. 犯罪についてマスメディアが仲介する知見の真実含有量

1. メディアという鏡の中の犯罪行為——「メディア犯罪 Medienkriminalität」

犯罪に関する知識は、圧倒的にマスメディアによってもたらされており、またそこから獲得されている。⁽¹⁾報道において前面に出されているのは、大抵はセンセーショナルを巻き起こしている個々の事件、とりわけ性犯罪や殺人事件であり、それが——⁽²⁾一般化していえば——犯罪はとめどなく惨虐になっているというイメージを仲介している。報じられているのは、少年犯罪、とくに若年者による暴力犯罪が猛烈に増加しているということである。学校で度を超えた暴力事件が起きている、というニュースが、学校での暴力の状況に関する発言や、「アメリカで見られるような関係」が差し迫ってきているという警告を含んだ指摘の基礎になっている。とくにコマースのなかで、不確かな発言に基づいて危機が劇化され、そのことで犯罪不

⁽¹⁾ 要約的に、Kaiser, Günther: Medienkriminalität – Spiegel der Wirklichkeit oder Instrument der Kriminalpolitik?, ZRP 2002, S. 30 ff.; Walter, Michael: Jugendkriminalität, 3. Aufl., Stuttgart u.a. 2005, S. 344 ff.; さらに、Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Kriminalität in den Medien, Mönchengladbach 2000 所収の諸論文を参照。

⁽²⁾ 1951年から1995年までの期間に関する全国的な三大クオリティ・ペーパー——フランクフルター・アルゲマイネ紙、南ドイツ新聞、ヴェルト紙——を対象とする評価では、たとえば、暴力犯罪に関する報道が全報道の45%を構成しており、17%が殺人のニュースに割り当てられている (Kepplinger, Hans Matthias: Die Entwicklung der Kriminalitätsbericht-erstellung, in: Bundesministerium der Justiz [Hrsg.]: Kriminalität in den Medien, Mönchengladbach 2000, 63). それに対して、調査期間における警察に登録された犯罪 (交通事故を除く) の割合は、暴力犯罪で3%未満、殺人事件で0.1%未満であった。新しい研究の要約については、次の文献を参照。Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.): Medien und Gewalt – Befunde der Forschung seit 1998 <<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Abteilung5/Pdf-Anlagen/kurzfassung-medien-und-gewalt.property=pdf,bereich=.rwb=true.pdf>>.

安がかき立てられていることが、稀ではない。

今日ほど、襲われ、身ぐるみはがされ、傷つけられ、性的暴力をふるわれる時はない！

これは、連邦刑事局（BKA）の警察犯罪統計（2004年）からの抜粋。

- － 生命に対する犯罪、毎日、6件から7件
- － 暴力犯罪、毎時、約24件
- － 強盗犯罪、毎時、ほぼ7件
- － 交通犯罪、毎分、3件以上
- － 犯罪（すべての交通犯罪を含む）が起きるのは、4～5秒ごと

お客様や同僚を襲撃や攻撃から守らなければならない！

(…)

同僚やお客様を、ほんの数秒で、不快な輩や獐猛な犬からも、救うことができるように、商品化しました。これで、安全に対する個人の基本欲求は満たされます：

安全スプレーBOSS “ブリザード CS-9000”⁽³⁾

メディア研究から分かったことは、メディアは直接体験された経験世界からも経験的に裏づけられうる事実からも著しく逸れているような社会的な現実性を披露している、ということである。たとえば自分の居住区域に関するもののように、自分が感知して評価すること（「体感された」犯罪行為 „gefühlte“ Kriminalität）が可能であればあるほど、評価と警察に登録された犯罪行為の変動は一致する、という知見を、このことで説明できる。それに対して、ことにメディアによってもたらされる不案内な情報が用いられざるをえなければえないほど、両者は一致しない。それゆえ、犯罪行為の変動、とくに重大な犯罪行為の変動が、住民によって極めて過剰

⁽³⁾ <http://www.your-development.com/>.

⁽⁴⁾ 1973年にStuttgartで行われた調査においてすでにStephanは、全国で犯罪が増加していると考えている者が被質問者の83%、街全体で増加していると考えている者が64%、自分の居住地域で増加していると考えているものがわずか20%だったことを明らかにしていた（Stephan, Egon: Die Stuttgarter Opferbefragung, Wiesbaden 1976, S. 126, Tab. 39）。

に評価されているということは、驚くべきことではない。たとえば新しいドイツの⁽⁵⁾調査が明らかにしているように、殺人犯罪のように(図1を参照)、事実として——警察犯罪統計(PKS)にしたがえば——犯罪が減少している領域ですら、犯罪が増加していると憶測されているのである。

2. 「体感された犯罪行為」と警察に登録された犯罪行為——ドイツの状況

このようなマスメディアに仲介された犯罪の像を警察犯罪統計のデータと対照してみると、確かに共通性はほとんど認められず、むしろ選択、濃縮、歪曲、劇化が見られる。

1. 公衆の意見あるいは公にされている意見に反して、1993年から2005年まで、つまりは新しいラントのデータも自由にできる過去13年の間、⁽⁷⁾警察に登録された犯罪(道路交通上の犯罪と国家防衛に対する犯罪を除く)⁽⁸⁾の住民10万人あたりの数(頻度数)は、比較的高い水準を本質的に保ったままであり(図2を参照)、最も著しい増加は1970年代と1980年代に起こっている。

⁽⁵⁾ Vgl. Pfeiffer, Christian; Windzio, Michael; Kleimann, Matthias: Die Medien, das Böse und wir, MSchrKrim 2004, S. 420 ff. このドイツにおける代表抽出アンケートでは、いくつかの犯罪について1993年の警察犯罪統計上の事件数を紹介した上で、1993年から2003年にかけてのドイツにおける警察に登録された犯罪の変動をどのように評価するのかが被質問者に尋ねている。比較可能な結果は、すでに先行研究からも得られていた。Vgl. Stephan (Anm. 4), 最も後のものとして、Schwind, Hans-Dieter; Fetchenhauer, Detlef; Ahlborn, Wilfried; Weiß, Rüdiger (Hrsg.): Kriminalitätsphänomene im Langzeitvergleich am Beispiel einer deutschen Großstadt. Bochum 1975 - 1986 - 1998, Neuwied 2001, S. 254 f. さらなる研究やそれに先行する研究の概観については、Schwind, Hans-Dieter; Ahlborn, Wilfried; Weiß, Rüdiger (Hrsg.): Dunkelfeldforschung in Bochum 1986/87, Wiesbaden 1989, S. 142 f. における紹介を参照のこと。

⁽⁶⁾ 犯罪統計による認識方法に関しては、Bundesministerium des Innern; Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Erster Periodischer Sicherheitsbericht, Berlin 2001, S. 15 ff. <<http://www.uni-konstanz.de/rtf/ki/psb-2001.htm>>における概観を参照。詳細については、さらに、Heinz, Wolfgang: Soziale und kulturelle Grundlagen der Kriminologie - Der Beitrag der Kriminalstatistik, in: Dittmann, Volker; Jehle, Jörg- Martin (Hrsg.): Kriminologie zwischen Grundlagenwissenschaft und Praxis, Mönchengladbach 2003, S. 149 ff.; Heinz, Wolfgang: „Alle 5 Sekunden geschieht eine Straftat“ - „Wer hier wohnt, lebt auf Nummer sicher“, Von Schwierigkeiten und Fehlern der Berichterstattung über Kriminalität, in: Dörmann, Uwe: Zahlen sprechen nicht für sich; Neuwied 2004, S. 359 ff.; Heinz, Wolfgang: Stand und Perspektiven der Kriminalstatistik aus deutscher Sicht, Schweizerische Zeitschrift für Kriminologie 2/2005, S. 44 ff. を参照のこと。

⁽⁷⁾ 1990年10月3日にドイツ民主主義共和国がドイツ連邦共和国へ加入したことにより、その後の統計上の把握には新しい5つのラントも対象に含まれている。警察犯罪統計において、1990年までは西ベルリンを含んだ旧いラントが対象であり、1991年と1992年はベルリンすべてを含んだ旧いラント、1993年からはドイツ全土が対象である。

⁽⁸⁾ 警察犯罪統計においては、国家防衛に関係する犯罪(1959年から)、道路交通犯罪(1963年から)、さらには(とくに経済犯罪の領域で意味をもつ) 検察・税務署(税務事件)・税関(麻薬犯罪を除く)が直接かつ専らに処理する事件は含まれていない。

2. 公衆の意見あるいは公にされている意見に反して、登録された犯罪行為の像は、暴力犯罪や性犯罪ではなく、窃盗、詐欺、器物損壊、横領に——2005年ではいけば70%——決定づけられている(図2を参照)。それに相応して、長期的な傾向として観察されうる警察に登録された犯罪の増加は、暴力犯罪ではなく、財物・財産犯に、主として窃盗犯の領域でのそれに基づいている。

3. これらの犯罪の平均的な損害は、低い領域にある。周知のように、むしろ損害が重い事件が届け出られているにもかかわらず、2005年においては全財物・財産犯(経済犯罪を除く)の損害(=被害物の金銭的な価値)は2000ユーロを下回っている。それに対して、経済犯罪の場合には54000ユーロを超えている。

4. 公衆の意見あるいは公にされている意見に反して、公衆の関心と呼ぶ暴力犯罪は——量的に考えた場合には——稀な出来事である。暴力犯罪にあたるのは、2005年の数値で、警察によって把握された全事件のうちの3.3%である。この登録された暴力犯罪のうち3分の2(69.1%)が危険で重大な身体傷害であり、4分の1以上(25.8%)が強盗及び恐喝から構成されている(図3を参照)。

5. 暴力犯罪の変動に関しては、異なる像が明らかになっている(図4を参照)。

- ・常に増加しているのは、「危険で重大な身体傷害」のグループだけである。しかし、この犯罪グループが現在「暴力犯罪」として数えられる全事件の69%を形成しているので、それが全体の像を決定づけている。
- ・1990年代後半までに、強姦の頻度数も減少している。その後の増加は、頻繁に犯罪が生じていることよりも、むしろ法律を改正したことに基づいているのではないだろうか。⁽¹⁰⁾

⁽⁹⁾ 警察犯罪統計においては、1983年以来、以下の犯罪行為もしくは犯罪集団が「暴力犯罪Gewaltkriminalität」という上位概念で一緒に把握されている(1998年の第六次刑法改正法の施行による現在の状況): 謀殺(刑法211条)、故殺及び囑託殺人(刑法212条、213条、216条)、強姦及び性的強迫(刑法177条2項、3項、4項、178条)、強盗、恐喝及び自動車運転手に対する強盗的な侵害(刑法149条ないし252条、255条、316条a)、死亡結果を伴う身体傷害(刑法277条、231条)、危険でかつ重大な身体傷害(刑法224条、226条、231条)、略取誘拐(刑法239条a)、誘拐(刑法239条a)、航空運輸に対する侵害(刑法316条c)。2005年において警察に登録された全事件のうちの割合は、危険でかつ重大な身体傷害が2.3%、強盗及び恐喝が併せて0.9%、強姦及び性的強迫が0.1%、謀殺及び故殺が0.04%である。

⁽¹⁰⁾ Vgl. Erster Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 6), S. 49 ff. 1997年の第三三次刑法改正法により、性的強迫及び強姦は統一的な犯罪構成要件で一緒に把握され、とくに重大な事件の原則的事例が創設され、婚姻関係外の領域への限定が削除された。1998年の第六次刑法改正法により、加重構成要件における従来の原則的事例が変更された。1998年からは、この構成要件の拡張が、従来の罪名のもとで示されている。さらには、おそらくは、2002年の暴力保護法によりつくり出された可能性により、家族間における犯罪行為がますます多く届け出られることになるだろう。

- ・暴力犯罪の最も重い形態、つまり故意による殺人犯罪（死亡結果を伴う身体傷害を含む）は、1990年代前半の特別な変動を度外視すれば——頻度数で測れば——本質的に減少している。現在、その頻度数は、1960年代前半の水準にある。
- ・子どもに対する性的行為を伴う殺人の頻度数も、この期間は増加しておらず、減少している。過去19年間、ドイツ連邦の旧いラントでは、全殺人事件のうち子どもに対する性的動機によるものは、平均して3.3件を数え、過去5年間ではわずか2.2件にすぎない。1998年に導入されたふたつの加重類型——死亡結果を伴う強姦／性的強迫（刑法178条）及び死亡結果を伴う性的児童虐待（刑法176条b）——を（可能性として考えられる変化の要因として）考慮するとしても、いずれにしても犯罪の増加は認められない。合計すれば、ドイツでは1990年以来、年間平均して6人（旧いラントでは4人）の児童が、性犯罪と関係する故意又は少なくとも過失による殺害による被害者になっている。

6. 若年者、とくに男子が（年齢人口との比率において）最も多い犯罪量を指している（図5を参照）。しかし、このことは今に特別なことではない。若年者は、いつの時代でも成人に比べて明らかに高い犯罪率を示している。

成人と違って、若年者の記録された犯罪量は、特に1980年代終わりから、明らかに増加していることが分かる（図6を参照）。しかし、増加は若年者の年齢集団に限られている。つまり——図6が示しているように——増加は成人年齢には連続していない。換言すれば、今日の少年犯罪は明日の成人犯罪ではない。

小括

1. 公にされている意見に反して、警察により記録された犯罪は、過去10年間、おおきく変化なく推移している。
2. 公にされている意見に反して、暴力犯罪は量的な問題ではなく、質的な問題である。現在、暴力犯罪に数えられるのは、登録された犯罪のうち3%を超える程度である。登録された犯罪の像は、財物・財産犯により決定づけられている。登録さ

⁽¹¹⁾ 当時の増加は、政府犯罪及び統一犯罪に対する捜査局（Die Zentralen Ermittlungsstelle Regierungs- und Vereinigungskriminalität）が1991年以降に把握した、1951年から1989年間の謀殺及び故殺事件——国境事件及びドイツ民主主義共和国における未解明の故殺事件——の増加に基づいている。Vgl. Erster Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 6), S. 48 f.

れた犯罪の変動も、とりわけこの財物・財産犯の変動に基づいている。

3. 暴力犯罪の90%以上が加重された身体傷害と強盗である。その抽象的な構成要件の背後には、少年によく見られる殴り合いから重大な暴力の形態にまで至りうる幅広い犯罪のスペクトルが隠れている。故意による殺人犯は、例外的なものである。それは数年来減少している。同様に、報道の中心に置かれる性的な殺人を含む児童に向けられた殺人も増加はしていない。

4. 若年者の登録された犯罪量は、成人のそれよりも明らかに多く、また激しく増加している。この増加は、しかし、若年者の年齢集団に限られたままである。つまり、今日の少年犯罪は明日の成人犯罪ではない。

3. 国際比較した場合の、ドイツにおける警察に登録された犯罪

比較は比較が可能であることを前提にする。ふつうは、共通性よりも差異の方が大きいので、国際的な犯罪比較は、犯罪全体に関してはほとんど不可能である。違いがあるのは、可罰的な行為の範囲や非定式的・定式的な社会統制、統計上の把握である。⁽¹²⁾最も比較が易しいのは、重大犯罪、とくに殺人犯罪である。「殺人犯罪や、いわゆる犯罪の核心領域に属しているその他の犯罪は、国際的に様々に異なっているが、犯罪全体やその他の犯罪と相対化してみれば、その幅は限定されている。法律上の定義も相対的に似通っている。それゆえ、ここで国家間、地方間の犯罪量の違いを少なくともその規模という点で分析し、測ることは、その他の場合よりもずっと安全である」⁽¹³⁾。

警察に登録された殺人犯罪の国際比較は、日本がとくに低い地位を占めていることと——ヨーロッパの中での比較では——ドイツが低いランクに位置していることを示している(図7を参照)。刑法上の定義の違いにより影響を受けていない世界保健機構(WHO)の死亡原因統計は、ヨーロッパ比較におけるドイツのこの地位を裏づけている。それだけでなく(図8を参照)、「WHOによればドイツにおける変動は、

⁽¹²⁾ Vgl. Collmann, Hans- Jürgen: Internationale Kriminalstatistik. Geschichtliche Entwicklung und gegenwärtiger Stand, Stuttgart 1973

⁽¹³⁾ Bundesministerium des Innern; Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht, Berlin 2006 <<http://www.uni-konstanz.de/rtf/ki/links.htm#PSB2>> , S. 36.

明確に下方に向かっている」⁽¹⁴⁾ことが、同時に示されている。

II. 警察に登録された犯罪——データはどの程度耐えうるものなのか？ 暗数調査と裁判統計の知見を用いた検証

1. 登録された犯罪行為——刑法による社会的統制に左右される事実関係

ここまで、テーマへのファースト・アプローチとして、警察犯罪統計のデータに光を当てて犯罪について考察してきた。結果は——総じて見れば——登録された犯罪の量は過去10年間一定のままであり、しかしながら暴力犯罪のうちのいくつか——危険で重大な身体傷害——では大幅な増加が記録されている、というものであった。さらに示されたのは、被疑者の中では若年者の方が成人よりも数量が大きく、また激しく増加しているということであった。

確かに、この警察犯罪統計のデータでは、「犯罪現実 Kriminalitätswirklichkeit」⁽¹⁵⁾の一部の切り抜きしか把握できない。というのも、犯罪行為として評価されうる出来事すべての一部だけが、警察の知るところとなるからである。あらゆる犯罪統計は、公式に知られたもの、すなわちいわゆる明数 (Hellfeld) のみを測るものなのである。すでに次のようなことは日常的な知識に属している。

- ・届出が可能な事件がすべて届け出られるわけではないこと
- ・届け出られた事実関係がすべて解明されるわけではないこと
- ・届け出られた事件がすべて実際に可罰的であるわけではなく、届け出られた者がすべて行為者であるわけでもないこと
- ・被疑者がすべて起訴されるわけではないこと
- ・被告人がすべて有罪判決を受けるわけではないこと

それゆえ、決定的な問題は、まず、この切り抜きが構造的に見て犯罪として評価されうる出来事のゆがみがない縮小図にすぎないのかどうか、第二に、その変動が

⁽¹⁴⁾ Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 13), S. 47.

⁽¹⁵⁾ 「犯罪現実」は、自然主義的に与えられ、計測できるような事実関係ではない。むしろ「犯罪現実」は、事実関係の認知やその評価の過程において形成されるものである。「犯罪現実」として認知されるものは、先行する社会的な事実の確定や、大抵は多くの段階を経ている事実認知過程、そして解釈や評価である。

適切に描写されているかどうか、である。というのも、この二つの前提は、犯罪統計上のデータから「犯罪現実」を適切に帰納推論するために必要だからである。

犯罪や行為者の大半は「暗数」⁽¹⁶⁾にとどまっている。事件の一部が——たとえば未遂の犯罪や、被害結果が生じていない飲酒運転や個人的な薬物使用のような被害者なき犯罪に見られるように——届出の準備があるような者に感知されず、あるいは被害者がいる事件が犯罪行為と評価されない場合（たとえば詐欺としてではなく、とくに好意的な買い物と誤って評価されてしまうようなこと）であろうが、それとは違う理由から届出が行われない場合であろうが、とにかくそうなのである。関係する調査によれば、警察自身による捜査活動が行われているのは——古典的な財物・財産犯や暴力犯罪の領域では——登録総数の約5%に過ぎない。犯罪総数中の圧倒的多数は、通報によって警察に認知されている。しかし暗数調査からは、個人的に被害を受けた財産犯や暴力犯罪のうち——アンケートを受けた者の自己回答によれば——平均して半分しか届け出られておらず、しかもその届出数は実際よりも明らかに多くなっている可能性があることが知られている。⁽¹⁷⁾届出の有無は、犯罪の態様や犯罪の重さの主観的な評価、行為者・被害者の特性、行為者・被害者間の関係、警察業務の効率性に対する評価などにより、極めて大きく違ってくる。⁽¹⁸⁾これにより、事件と行為者（集団）はかなりの程度選別される。したがって警察により登録された犯罪行為は、犯罪現象の歪曲のない縮小図なのではなく、「犯罪現実」の（ほとんどあらゆる点で）代表的ではない切り抜きなのである。

関係官庁に全く認知されない行為の暗数に、捜査されない行為者の暗数が、さら

⁽¹⁶⁾ 学術的なしきたりにしたがえば、暗数では、刑事訴訟機関により登録されていない行為（行為の暗数）もしくは登録されていない行為者（行為者の暗数）の総体が表される。暗数概念に定義の違いがあることについては、Kreuzer, Arthur; Görden, Thomas; Krüger, Ralf; Münch, Volker; Schneider, Hans: Jugend - delinquenz in Ost und West, Bonn 1993, S. 14 f. を参照。

⁽¹⁷⁾ Vgl. Heinz, Wolfgang: Anzeigeverhalten der Bevölkerung, in: Kaiser, Günther; Kerner, Hans-Jürgen; Sack, Fritz; Schellhoss, Hartmut (Hrsg.): Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 3. Aufl., Heidelberg 1993, S. 29 f.; Schwind, Hans-Dieter; Fetchenhauer, Detlef; Ahlborn, Wilfried; Weiß, Rüdiger: Kriminalitätsphänomene im Langzeitvergleich am Beispiel einer deutschen Großstadt, Neuwied/Kriftel 2001, S. 114.

⁽¹⁸⁾ Vgl. Oberwittler, Dietrich; Köllisch, Tilman: Jugendkriminalität in Stadt und Land. Sozialräumliche Unterschiede im Delinquenzverhalten und Registrierungsrisiko, in: Raitel, Jürgen; Mansel, Jürgen (Hrsg.): Kriminalität und Gewalt im Jugendalter, Weinheim / München 2003, S. 152 ff.; Reuband, Karl - Heinz: Viktimisierung und Anzeigebereitschaft, Kriminalistik 1999, S. 513 ff.; Schwind et al. (Anm. 17), S. 185 ff.; Wetzels, Peter; Pfeiffer, Christian: Regionale Unterschiede der Kriminalitätsbelastung in Westdeutschland; MSchrKrim 1996, S. 386 ff.

⁽¹⁹⁾に付け加わる。警察犯罪統計に登録された「事件」や「被疑者」になるためには、
 解明が必要である。それが警察自身による捜査活動であろうが、被害者や目撃者の
 通報によるものであろうが、平均していえば、半分の事件しか解明されていないの
 である。解明可能性は犯罪によって大きく異なっており、被疑者の行為能力(Hand-
 lungskompetenz)や防御能力により大きく影響される。たとえば、若年者は成人よ
 りも明らかに供述や自白を行いやすいのである。

したがって、登録された犯罪の範囲や構造を決定づける要素としては多くのもの
 がある。なかでも、次のようなものが重要である。

1. 潜在的に刑法上意味をもつ出来事の全体量
2. 立法(非犯罪化または犯罪化)や判例の変化
3. 非定式的・定式的な社会統制の担い手の訴追方針、とくに潜在的被害者(たと
 えば交通営団やスーパー・マーケット)の監督措置、被害者や目撃者の届出準備、
 そして警察の統制活動
4. 統計上の把握の基本方針と統計作成機関による登録行動。⁽²¹⁾

これらを踏まえれば、登録された犯罪には、刑法を用いた社会的統制の強さがか
 かなりの程度関係していることになる。

2. 届出の準備や解明の可能性に左右される登録された犯罪の変動

1年の期間に登録される犯罪の規模と構造が、ちょうど上述した諸要素に左右さ
 れるように、長期的に見た場合の登録された犯罪の変動も、諸要素に依存している。

『犯罪現実』が『登録された』犯罪行為と同様に、もしくは少なくとも類似して変
 動しているという仮説は、犯罪の変動と並んで基準になるような『登録された』犯

⁽¹⁹⁾ このふたつの暗数領域は、相互に依存することなく存在している。つまり、解明率が高いからと
 いて、届出行為の違いによりすでに生じている登録された犯罪行為のゆがみに変化が生じると
 いうことはない。たとえば、解明率が95%以上あるとしても、万引きのわずか1%だけが発見され、
 警察に認知されるのであれば、そのことは、発見された事件のうちこのわずかな部分の被疑者につ
 いてのみ何らかのことを語りうる、ということを変更させるわけではない。登録された万引き行為が
 約50%分増加しているということは、50%分多く「盗まれた」ということを必ずしも意味している
 わけではない。それは、より多くのまたは改善されたコントロールにより、もはや万引き犯の1%
 ではなく1.5%が捕まるという結果をもたらした、ということをも意味する。

⁽²⁰⁾ 2005年における事件の解明率は、たとえば、謀殺及び殺傷で95.8%、強盗及び恐喝で50.9%、万
 引きで93.4%、単純窃盗(万引きを除く)で20.7%、家宅侵入で18.0%、ひったくりで5.4%であ
 る(vgl. PKS 2005, Tab. 01)。

⁽²¹⁾ これに関する更なる参照として、Erster Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 6), S. 17 ff.

罪行為への全体的な影響の大きさが一定にとどまっているという、(沈黙した、しかし大抵は正しくない)仮説に基づいている⁽²²⁾。たとえば、無賃乗車の場合の公的な交通営団、万引きに関するスーパー・マーケット、生徒間の暴力における学校、家庭内暴力における女性など、監督措置や届出の準備の変化により、明数と暗数の関係がわずかに変化するだけでも、すでに登録された犯罪行為には著しい変動が生じる結果になる。規範を逸脱する行為の頻度が、実際には全く変化していない場合においても、である。

暗数に関する情報なしに、警察犯罪統計のデータを整理し評価することは、きわめて限られた範囲で可能であるにすぎない。つまり、暗数調査は、一方の明数データと他方の暗数データの間には存在する著しい不一致を示しているのである。とくに明らかにされているのは、被害者の届出行動は時空を超えて一定なわけではない、ということである。「不変の関係の法則」が存在するという仮説は、極めて少ない事例を除けば、誤りである。

したがって、警察に登録される事件が増えているということからは、現実にはこうした事件が多く起こっているということも、必然的には帰結されない。それは、その増加は、届出の準備が増した結果でもありうるからである。アメリカにおける知見が示しているように、明数と暗数は相互に異なって変動しうるだけでなく、反対の方向に変動しさえするのである (図9を参照)。

これまでドイツでは国家的規模での代表住民アンケートという形で定期的に繰り返される暗数調査が行われてこなかったため、ドイツの状況について、幅広い、経験的に確かな基盤の上で、明数犯罪の評価にとって中心的な二つの問題に答えることができない。それは、「暗数犯罪」⁽²⁴⁾の規模と構造がどのように変遷したのか、そし

⁽²²⁾ Erster Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 6), S. 1, 12.

⁽²³⁾ Heinz, Wolfgang: Zum Stand der Dunkelfeldforschung in Deutschland, in: Festschrift für H. Kury, Frankfurt a.M. 2006, S. 241 ff. における概観を参照のこと。

⁽²⁴⁾ 暗数全体は明らかにされえない。学理において好まれているアンケートを用いた方法では、暗数の一部のみが調査されているにすぎない。この方法では調査できないか、大きな支出を伴ってのみ調査できる事件グループや行為者集団がある。とくに重大な形態の犯罪や家庭・パートナー関係という私的領域における事件が、これに数えられる。しかし、現在行われている被害者調査の主たるアンケート調査領域である財物・財産犯罪に関しても、暗数は完全には明らかにされないし、ゆがみなく明らかにされることもない。限界は、抽出調査の方法論にかかわる一般的な問題と、このアンケート様式に特有の問題に基づいている。これに数えられるのは、言及したような特定の、とくに重大な犯罪についての質問が限定されることのほかに、ことに犯罪に関する質問の理解や、解答の信用性を含めた被質問者の記憶力の問題である。その他、暗数調査でも「犯罪現実」を測ること

て重要な届出準備の変化が果たしてあったのか、という問題である。しかし、地域を限定したいくつかの調査は、参照することができる状況にある。これらの調査は、登録された犯罪行為の増加の一部、場合によってはほとんどの部分さえもが届出行動の変化に基づいている、という仮説を支持している。

- Schwindほかにより1975年、1986年、1998年にBochumで実施された被害者アンケートは、窃盗に関しては届出準備のわずかな減少があることを、身体傷害については明らかな増加があることを明らかにした。1975年において、暗数の領域にある身体傷害は、明数のその7倍であるのに対し、1998年においては3倍にすぎなかった(図10を参照)。この調査によれば、1975年から1998年までに起こった、警察により登録されたBochumにおける身体傷害の増加のうちの3分の2以上が、単に届出準備の変化に基づくにすぎないものだった。
- 同様に、届出準備が高まっていることは、ニーダーザクセン犯罪学研究所(KFN)により1998年と2005年に行われた、München、Stuttgart、Schwäbisch-Gmündの第9学年にあたる学生に対するアンケートでも確認されている。それによれば、届け出られた暴力犯罪の割合は17.5%から20.7%に増加しており、最も増加していたのは強盗と身体傷害だった。⁽²⁵⁾
- 1973年と1999年に実施された自己申告の犯罪に関するアンケートに基づき、Oberwittler と Köllischは、明数データが増加している本質的要素のひとつを、暴力犯罪の場合に届出行動が著しく高まっていることに見ている。⁽²⁷⁾

はできず、被質問者の自己評価や自己情報が計測されることになる。したがって、把握されるのは、被質問者がいかに特定の振る舞いを定義し、評価し、範疇づけを行い、それを思い出し、それに関する情報を与える準備があるか、ということになる。

⁽²⁵⁾ Pfeiffer, Christian; Wetzels, Peter: Kriminalitätsentwicklung und Kriminalpolitik: Das Beispiel Jugendgewalt, in: Festschrift für H.-D. Schwind, Heidelberg, 2006, S. 1112 f.

⁽²⁶⁾ Oberwittler, Dietrich; Köllisch, Tilman: Nicht die Jugendgewalt sondern deren polizeiliche Registrierung hat zugenommen – Ergebnisse einer Vergleichsstudie nach 25 Jahren, Neue Kriminalpolitik 2004, S. 144 ff.; 同様に、Fuchs, Marek; Luedtke, Jens: Gewalt und Kriminalität an Schulen, in: Raithel, Jürgen; Mansel, Jürgen (Hrsg.): Kriminalität und Gewalt im Jugendalter. Hell- und Dunkelfeldbefunde im Vergleich, Weinheim und München, 2003, 161-181 ; Wilmers, Nicola; Enzmann, Dirk; Schaefer, Dagmar; Herbers, Karin; Greve, Werner; Wetzels, Peter: Jugendliche in Deutschland zur Jahrtausendwende: Gefährlich oder gefährdet?, Baden-Baden 2002.

⁽²⁷⁾ Oberwittler/Köllisch (Anm. 26), S. 146. 200人の被質問者中の行為者率がわずかに減少している一方で、警察と接触をもった割合は著しく増加している。1973年では、ひとつまたは複数の暴力犯罪の届出を行った被質問者の誰も警察との接触を報告していないが、1999年には3人に1人がそれを行っている。窃盗犯においては、届出率は22%から36%に増加している。それに相応して、暗数において確認された窃盗犯罪の増加も、明数における増加よりも小さくなっている。

国家的規模で行われる反復される代表抽出アンケートがないためにその正確な規模は決定することができないものの、登録された犯罪行為、とくに暴力犯罪の増加の一部は届出行動の変化に基づいているものにほかならない、ということ、これらの知見は支持している。

被害者アンケートは、犯罪行為の暗数や非定式的な社会統制の強さを明らかにするのに必要である。しかし、それは、誰が行為者なのかということに関する情報を与えるものではない。この点で、少なくとも軽微なものから中程度に重い事件の行為者に関して情報を与えることができる自己申告の犯罪に関するアンケートが必要である。この点でも、ドイツでは、国家的規模において代表抽出で行われる、定期的に反復される調査が欠けている。しかし、最低限度の手がかりを与える時間・場所・地域を限定した研究は存在している。

- ・学生へのアンケートは、1990年代、暗数の領域においても少年の暴力が増加していること、しかしその増加は警察犯罪統計よりも緩やかだったことを明らかにした。⁽²⁸⁾ 全体として新しい——1990年代終わりから実施されている——学生に対するアンケートによれば、調査した犯罪においては指標率（Prävalenzraten）に増加は見られなかったばかりでなく、大部分は減少し、部分的に明らかに減少していた。⁽²⁹⁾ ふたつの例を挙げよう：

—Greifswaldでは、1998年と2002年に第9学年の少年に対するアンケートが行われた。⁽³⁰⁾ 質問項目に挙げられた10の犯罪（5つの暴力犯罪と5つの非暴力的犯罪）すべてに渡り、2002年における被質問者のライフコースの指標（Lebenszeitprävalenz）は1998年よりも減少していたことが確認された（図11を参照）。

—Boers/Reineckeは、Duisburgにおける第9学年の生徒に対する反復したアンケートにおいて、質問した18の犯罪において、2004年の第9学年生が2年前の生徒よりも高い指標率を示していないことを確認した（図12を参照）。暴力犯罪、

⁽²⁸⁾ Heinz, Wolfgang: Kriminelle Jugendliche – gefährlich oder gefährdet?, Konstanz 2006, S. 40 f.

⁽²⁹⁾ Vgl. Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 13), S. 391 ff.; Heinz, W.: Kriminelle Jugendliche – gefährlich oder gefährdet?, Konstanz 2006, S. 37 ff.

⁽³⁰⁾ Dünkel, Frieder; Geng, Bernd: Gewalterfahrungen, gesellschaftliche Orientierungen und Risikofaktoren bei Jugendlichen in der Hansestadt Greifswald 1998–2002, in: Dünkel, Frieder; Geng, Bernd (Hrsg.): Jugendgewalt und Kriminalprävention, Mönchengladbach 2003, S. 1 ff.

財産犯罪そして器物損壊においては、2002年の生徒は2004年の生徒よりももっと明らかに、つまりは5%から7%分、頻繁に非行に及んでいた。⁽³¹⁾

- さらに、少年の暴力の減少は、事故金庫ドイツ連盟 (Bundesverband der Unfallkassen) が最近公にしたドイツの学校における喧嘩事件の変動に関するデータによっても裏づけられる(図13を参照)。それによれば、ドイツにおける一般教育の学校で起こった喧嘩による事故は、1993年の被保険者1000人中15.5、1999年の14.9から11.3に減少している。⁽³²⁾つまり、1999年から2003年の間に約25%の減少があったことになる。量の増加がないとしても、殴り合いの残虐さは増している、ということも示唆されなかった。骨折を攻撃に原因する肉体的な損傷の重さの指標にして測った場合にも、残虐性の増加は認められなかった。
- 危険で重大な身体傷害や強盗が量的に増加していることに関する犯罪統計上の知見は、いずれにしても、ふたつの記録分析によりさらに相対化される。⁽³³⁾それが示しているのは、届出の増加により明らかに「あまり重くない」事件がますます届け出られており、登録されているということである(表1を参照)。したがって、ふたつの調査は、警察に登録された暴力犯罪は「重く」なっているという仮説を裏づけるものではない。KFNによる学生へのアンケートが示しているのは、僅少な損害や極めて僅少な損害が支配的なのであり、いずれにしても1998年と2005年の間で、重大な損害は増加していなかったということである。⁽³⁴⁾
- 警察犯罪統計で把握されている行為態様——単独犯の被疑者、ハード・ドラッグの使用、アルコールの影響、火器の使用またはそれを用いた脅迫——に関していえば、とくに最後に挙げたカテゴリーはいわゆる「ハード」な犯罪に数えられる。火器を用いた脅迫やその使用はこの数年間減少している(図14を参照)。このこと

⁽³¹⁾ Boers, Klaus; Reinecke, Jost; Walburg, Christian: Jugendkriminalität - Keine Zunahme im Dunkelfeld, kaum Unterschiede zwischen Einheimischen und Migranten, MschrKrim 2006, S. 63 ff.

⁽³²⁾ Vgl. Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht (Anm. 13), S. 389 f.; Bundesverband der Unfallkassen. Statistikreihe - Ein empirischer Beitrag zum gewaltverursachten Verletzungsgeschehen an Schulen in Deutschland 1993- 2003, Tabelle 10, S. 15 http://www.unfallkassen.de/files/510/Gewalt_an_Schulen.pdf.

⁽³³⁾ Vgl. Pfeiffer, Ch., Delzer, I., Enzmann, D.; Wetzels, P.: Ausgrenzung, Gewalt und Kriminalität im Leben junger Menschen, in: DVJJ [Hrsg.]: Kinder und Jugendliche als Opfer und Täter: Prävention und Reaktion, Mönchengladbach 1999, S. 94 ff.; Elsner, E., Molnar, H.-J.: Kriminalität Heranwachsender und Jungerwachsener in München, München 2001, S. 178 f.

⁽³⁴⁾ Vgl. Pfeiffer/Wetzels (Anm. 25), S. 1117 f.

は、登録された暴力犯罪の重さが質的に増してはいないことをさらに示唆している。

小括

1. 被害者の届出準備が、公的に登録された犯罪の規模と変動をかなりの程度決定している。諸調査が示しているのは、この間ずっと届出準備が変化しているということである。統計上の数値が「犯罪現実」の変動を反映しているのか、それともそれは単に明数と暗数の間にある境界が移動した結果にすぎないのかは、暗数データなしでは、完全には分からないままである。

2. ドイツには、連邦規模で行われる代表的な暗数調査が欠けている。しかし、地域を限定した調査からは、次のことが十分に保証される。

- ・警察犯罪統計から見て取れる暴力犯罪の増加の一部——推測でいえば大部分——は、単に届出準備の変化に基づいている。つまりは、より多くの犯罪、とくにより多くの軽微な犯罪が届け出られるようになっている。

- ・若年者の犯罪、とくに暴力犯罪も、1990年代終わりから減少している。

それゆえ、自由にできるデータが支持するのは、いずれにしても、現在警察犯罪統計において観察される登録された犯罪事件の増加が、それに相応して重大な暴力犯罪の頻度が実際に上がっているということには帰すことができない、ということである。

III. 犯罪の削減——刑事政策上何について責任を負うことができ、何が有望なのか？

1. 刑法上の手段を用いた予防

これまで見てきた分析が、犯罪の規模と変化を劇化しないきっかけになりうるとしても、犯罪を可能な限り減らすという課題は残っている。これに関しては、本質的にはふたつのアプローチが存在する。

1. 「タフ・オン・クライム」、つまり、定式的な社会統制、とくに刑法の峻厳化により、圧力を可能な限り高く維持すること、

2. 刑法外の子防をより多く用いること。

刑法の峻厳化と結びついているのは、それで犯罪率が顕著に低下しようという期待である。その効果は一般子防効果または特別子防効果に基づきうる。経験的な調査の任務は、こうした期待が事実により裏づけられうるかどうかを検討することである。一般子防効果に関する現在の研究の成果を要約すれば、次のようになる。すなわち、「特定の行為について期待された刑罰の重さは、意味がないことが証明されている。知覚される発見リスクは、一連の軽微な犯罪の場合にのみ、ともかくもいくらか意味をもつにすぎない、ということが明らかになっている⁽³⁵⁾」。

より重い制裁は、しかし、より重い犯罪の場合に被る再犯リスクを埋め合わせるのに、特別子防上も適当なものではない。関連する国内外の制裁・効果研究の知見は、その主張の基本構造からして、実に堅固で一義的である。

1. 有罪言い渡し後の再犯率が——比較しうる行為・行為者集団の場合——司法による、それゆえ規範を明示する手続打ち切り（ダイバージョン）後よりも低いということには、経験的な裏づけが存在しない。

2. 軽微な犯罪や中程度に重い犯罪の領域において、いくつかの異なる制裁は予後の効果に差異をもたらさなかった。むしろ諸制裁は、計測可能な範囲では再犯率の変化を伴わずに、極めて広い範囲で交換可能である。

3. より重い制裁により、計測可能な程度によりよい予後率に到達しようという仮説には、経験的な裏づけがない。

4. ひとつの傾向が認められるとすれば、それは、比較可能な行為・行為者集団の場合、より重い制裁の後には再犯率は高く、間違っても低くはない、というものだ。

それゆえ、すでにここ数年間、ドイツ語圏の犯罪学研究では、次のようなことが定式化されている。すなわち、「犯罪学上の知見によれば、制裁の峻厳化によっては特別子防の観点からも一般子防の観点からも、少年犯罪の減少は期待できない⁽³⁶⁾」。「理性的で、慎重、抑制的な制裁は、犯罪キャリアの長い行為者の場合でも、あるいはさらに進んでまさにそのような場合にこそ、バランスシート上最も引き合うものである⁽³⁷⁾」。あるいは、さらに短く定式化すれば、次のようになる。「『厳しい』刑法が道

⁽³⁵⁾ Streng, Franz: Strafrechtliche Sanktionen, 2. Aufl., Stuttgart 2002, S. 30, 33.

⁽³⁶⁾ Dölling, Dieter: Mehrfach auffällige junge Straftäter, ZBl 1989, S. 318.

具として有用であるということに対する信仰には、今日、経験科学上の基盤が欠け⁽³⁸⁾ている」。そして、より早期の明確な刑法上の制裁により「犯罪のはじまりを防ぎ止めること (Wehren den Anfängen)」を主張する者に対しては、次のような異議が申し立てられている。すなわち、「特定の罪種に対して刑法上の対応が早期に、徹底して行われれば行われるほど、犯罪キャリアが長くなる蓋然性が大きくなる。純粹に罰を与える制裁を連続させることは、3人に1人の犯罪行為の上にさらに4人に1人の犯罪行為を乗せるリスクを高める⁽³⁹⁾」。関係するドイツの最新の調査である、基幹学校の卒業生を11年以上に渡って追跡しているBremenの長期調査⁽⁴⁰⁾は、処罰により、さらなる犯罪またはより多くの犯罪に及ぶリスクを減らすことができるという仮説は支持できない、という結論に至っている。その知見にしたがえば、むしろ消極的な効果、すなわち犯罪性の強化が予測される。「(少年裁判所法第47条による定式的な手続打ち切りを含めて) 処罰することは…犯罪性を強め、その退縮を妨げる。それまでに及んでいる犯罪から窺われる犯罪性のレベルを厳格にコントロールする場合に、そのことが認められるのである。処罰することで生じるこうした効果は、同時に、犯罪性が持続する期間の安定に寄与する⁽⁴¹⁾」。

しかし、こうした経験的に確認された知見に対して、刑事政策とメディアの大部分は、依然として、そして惑わされることなく、より多くの、より厳しい、より長い刑罰を支持している。それにもかかわらず、このような態様の刑事政策は、これまで積み重ねられてきた議論や犯罪学、そして事実⁽⁴¹⁾に抗う刑事政策から出てくる破滅的な処方箋である。というのも、それは、関係する経験的な研究の総合的な結論と相反するからである。犯罪行為は、より厳しい制裁では減らず、場合によっては促進される。教育や社会統合が意味をもつ場所に資本を投下する代わりに、的を外

⁽³⁷⁾ Kerner, Hans-Jürgen: Möglichkeiten und Grenzen der Prävention von Jugendkriminalität, in: Dölling, Dieter (Hrsg.): Das Jugendstrafrecht an der Wende zum 21. Jahrhundert, Berlin/New York 2001, S. 124.

⁽³⁸⁾ Kunz, Karl: Kriminologie, 4. Aufl., Bern u.a. 2004, § 43 Rdnr. 4.

⁽³⁹⁾ Albrecht, Günter: Möglichkeiten und Grenzen der Prognose "krimineller Karrieren", in: DVJJ (Hrsg.): Mehrfach Auffällige - Mehrfach Betroffene, Bonn 1990, S. 110.

⁽⁴⁰⁾ Schumann, Karl F. (Hrsg.): Berufsbildung, Arbeit und Delinquenz. Bremer Längsschnittstudie zum Übergang von der Schule in den Beruf bei ehemaligen Hauptschülern, 2 Bde., Weinheim/München 2003.

⁽⁴¹⁾ Prein, Gerald; Schumann, Karl F.: Dauerhafte Delinquenz und die Akkumulation von Nachteilen, in: Schumann, Karl F. (Hrsg.): Berufsbildung, Arbeit und Delinquenz, Bd. 2, Weinheim/München 2003, S. 208.

した措置に納税者は投資させられる。そのことで、治安は、いずれにせよ高まらず、危ういものにされる。

2. 刑法外的手段を（も）用いた予防

しかし、「タフ・オン・クライム」の刑事政策は——犯罪率が持続的に低下するという——誤った期待を呼び起こすだけでなく、正しいアプローチを体系的に誤らせる。こうした態様の刑事政策は、刑事政策を刑罰政策に矮小化し、その際同時に刑法による予防可能性を過大評価している（図15を参照）。犯罪行為は、経済的・社会的・個人的・状況的要素といった、通例は刑法システムの影響の外にある多数の要素により決定づけられる。したがって、たとえば少年の頻回行為者・犯罪性の強い行為や、少年の暴力犯に関する調査は、この行為者集団にかなり大きな社会的な問題や窮乏があることを指摘しているのである。生活状態や運命は積極的に影響づけられうる——しかし、それは刑法を手段としてではない。刑法は、不十分な児童・少年援助、あるいは社会・統合政策の不足や懈怠の埋め合わせになりえず、その埋め草になることも許されない。刑法は、家庭やその他の社会環境において経験され、目撃され、あるいは容認されてきた暴力による刻印を、ひよっとすると限定的にのみ埋め合わせることができるかもしれない、という程度のものであるにすぎない。学校や職業教育において困難を抱えることで限られるチャンスや展望の喪失を、刑法は取り除くことができない——刑法は、むしろそれを強めてしまうのである。それゆえ、家庭や学校、地域社会で行われる第一次予防と第二次予防の措置とそれへの優先的な投資が促進されなければならない⁽⁴²⁾。

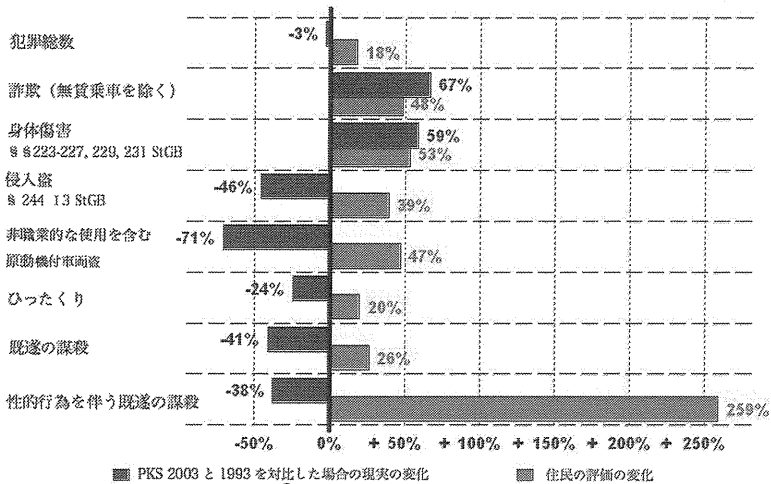
予防や予防に対する社会の責任に思いを致すことは、刑法、そして少年刑法を短・中期的に不要にするものではない。しかし、そうした思慮は、必要な役割分担の修正を行い、刑法に対する過度の期待を避けるのに寄与する。それゆえ、欧州審議会の大臣会議による2003年9月24日の勧告においては、戦略的なアプローチとして、的確にも、次のように述べられているのである。少年司法制度は「社会的な構造に

⁽⁴²⁾ さしあたり、Heinz, Wolfgang: Kriminalprävention - Anmerkungen zu einer überfälligen Kurskorrektur der Kriminalpolitik, in: Kerner, Hans-Jürgen; Jehle, Jörg -Martin; Marks, Erich (Hrsg.): Entwicklung der Kriminalprävention in Deutschland, Godesberg 1998, S. 17 ff. を参照のこと。

に基づき、犯罪が起こる一般的なコンテクスト——家庭環境、学校、近隣地域、同年輩のグループ——を考慮した、少年非行を防止するための幅広い戦略のひとつの構成要素と考えられなければならない⁽⁴³⁾。

〈図表〉

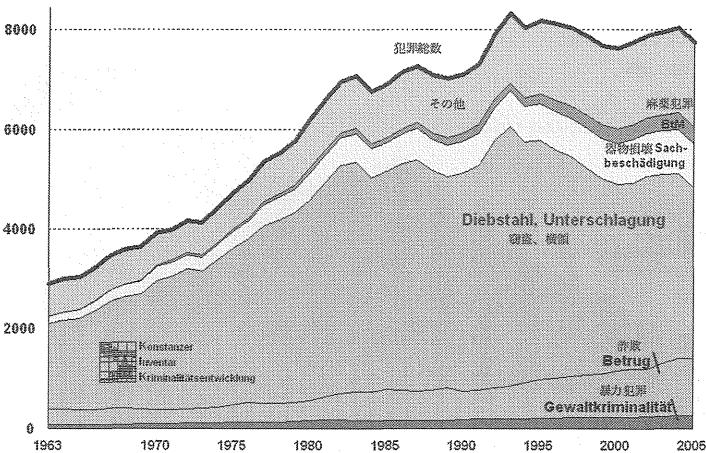
図 1：1993年から2003年までの期間における警察犯罪統計上の犯罪の変動と住民の評価による犯罪の変動



データ源：Pfeiffer, Christian; Windzio, Michael; Kleimann, Matthias: Die Medien, das Böse und wir, MSchrKrim 2004, S. 417, Tab. 1.

⁽⁴³⁾ 少年犯罪とのかかわりにおける新たな道と少年司法の役割に関する加盟国大臣会議の勧告Rec (2003) 20, II.5 (ドイツ語訳の版は、Bundesministerium der Justiz [Berlin], Bundesministerium für Justiz [Wien], Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartement [Bern] [Hrsg.]: Die Empfehlungen des Europarates zum Freiheitszug 1962-2003, Mönchengladbach 2004, S. 211 ff.).

図 2：警察に登録された全事件の頻度数の変動 西ベルリン、1991年と1992年はベルリン
 全域を含む旧イラント、1993年からはドイツ全土



警察犯罪統計は、道路交通における犯罪及び国家防衛に関する犯罪を含んでいない。1971年に統計把握の方法が変わっている。

1990年は、西ベルリンにおいて特別な変化が見られる。1992年は、統計把握の問題があり、突出している。

範囲：旧ドイツ連邦共和国、1991年からは東ベルリンを含み、1993年からは新しいラントを含む。頻度数は、住民10万人あたりの数である。

図 2 からのデータの抜粋

絶対数	1965	1975	1985	1995	2005
犯罪総数	1.789.319	2.919.390	4.215.451	6.668.717	6.391.715
麻薬犯罪BtMG (Rauschgiftdelikte)	1.003	29.805	60.941	158.477	276.740
器物損壊Sachbeschädigung (SZ 6740)	107.236	213.746	342.309	607.909	718.405
窃盗、横領Diebstahl, Unterschlagung (SZ ****, 5300)	1.076.646	1.942.587	2.677.018	3.916.046	2.830.981
詐欺Betrug (SZ 5100)	177.343	209.841	372.196	623.182	949.921
暴力犯罪Gewaltkriminalität (SZ 8920)	45.889	80.699	102.967	170.170	212.832
頻度数 (住民10万人あたり)					
犯罪総数	3.030,7	4.721,5	6.908,8	8.178,6	7.747,5
麻薬犯罪BtMG (Rauschgiftdelikte) (SZ 7300)	1,7	48,2	99,9	194,4	335,4
器物損壊Sachbeschädigung (SZ 6740)	181,6	345,7	561,0	745,5	870,8
窃盗、横領Diebstahl, Unterschlagung (SZ ****, 5300)	1.823,6	3.141,7	4.387,5	4.802,7	3.431,5
詐欺Betrug (SZ 5100)	300,4	339,4	610,0	764,3	1.151,4
暴力犯罪Gewaltkriminalität (SZ 8920)	77,7	130,5	168,8	208,7	258,0

凡例：

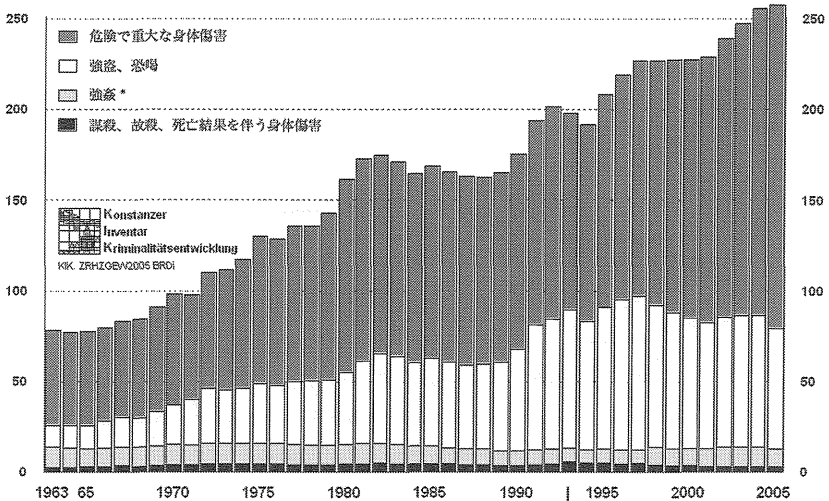
SZ：警察犯罪統計上の分類番号

全頻度数又は頻度数：住民10万人あたりの警察に登録された事件数

データ源：Bundeskriminalamt (Hrsg.): Polizeiliche Kriminalstatistik 1963 .. 2005.

図3：警察に登録された暴力犯罪の頻度数の変動

西ベルリン、1991年と1992年はベルリン全域を含む旧いラント、1993年以降はドイツ全土



1971年に統計把握の方法が変わっている。*法律の改正により(とくに1998年)、それまでの年との比較可能性は限られたものになっている

1990年は、西ベルリンにおいて特別な変化が見られる。1992年は、統計把握の問題があり、突出している。

範囲：旧ドイツ連邦共和国、1991年からは東ベルリンを含み、1993年からは新しいラントを含む。頻度数は、住民10万人あたりの数である。

図3に関するデータからの抜粋：

		1965	1975	1985	1995	2005
暴力犯罪 (SZ 8920)	総数	45.889	80.699	102.967	170.170	212.832
	頻度数	77,7	130,5	168,8	208,7	258,0
(§§ 211, 212, 213, 216, 217, 227, 231 StGB) (SZ 0100 + 0200 + 0220 ¹ + 2210 ²)	総数	1.908	3.145	2.919	4.523	2.569
	頻度数	3,2	5,1	4,8	5,5	3,1
強姦及び性的脅迫 (§§ 177 Abs. 2, 3 und 4, 178 StGB)	総数	5.923	6.850	5.919	6.175	8.133
	頻度数	10,0	11,1	9,7	7,6	9,9
強盗、恐喝、自動車運転手に対する強取を伴う侵害 (§§ 249-252, 255, 316a StGB) (SZ 2100)	総数	7.655	20.362	29.685	63.470	54.841
	頻度数	13,0	32,9	48,7	77,8	66,5
危険で重大な身体傷害 (§§ 224, 226, 231 StGB) (SZ 2220)	総数	30.403	50.274	64.314	95.759	147.122
	頻度数	51,5	81,3	105,4	117,4	178,3

1 1998年まで：児童殺§ 217 StGB (1993年から1998年まで：新生児殺の未解明事件を含む)

2 1998年まで：§§ 226, 227, 229 II StGB.

データ源：Bundeskriminalamt (Hrsg.) Polizeiliche Kriminalstatistik 1963 .. 2005, Tab. 1.

図 4：警察に登録された暴力犯罪の頻度数の変動——指標1985年=100

西ベルリン、1991年と1992年はベルリン全域を含む旧いラント、1993年以降はドイツ全土

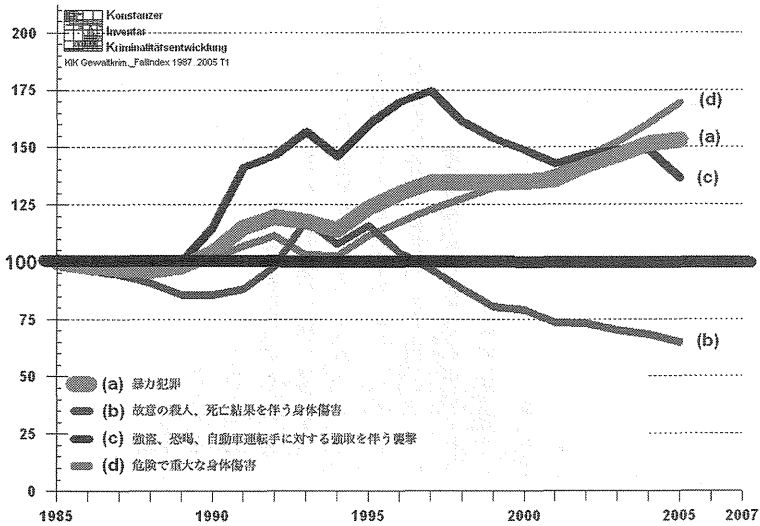


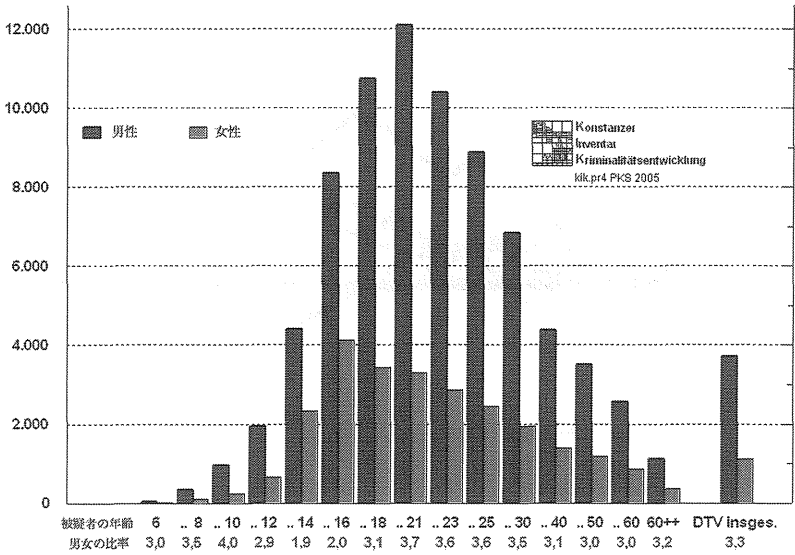
図 4 に関するデータからの抜粋：

		警察に登録された暴力犯罪の頻度数と1985年を100とした場合の指数				
		1985	1990	1995	2000	2005
犯罪総数 (SZ 8920)	頻度数	168,8	175,5	208,7	227,7	258,0
	指数	100	104,0	123,7	134,9	152,9
(§§ 211, 212, 213, 216, 217, 227, 231 StGB) (SZ 0100 + 0200 + 0220 ³ + 2210 ⁴)	頻度数	4,8	4,0	5,5	3,8	3,1
	指数	100	84,9	115,8	79,4	65,5
強盗、恐喝、自動車運転手に対する強取を伴う襲撃 (§§ 249-252, 255, 316a StGB) (SZ 2100)	頻度数	48,7	56,0	77,8	72,3	66,5
	指数	100	115,1	160,0	148,6	136,6
危険で重大な身体傷害 (§§ 224, 226, 231 StGB) (SZ 2220)	頻度数	105,4	107,0	117,4	142,3	178,3
	指数	100	101,6	111,4	135,0	169,2

3 1998年まで：児童殺§ 217 StGB (1993年から1998年まで：新生児殺の未解明事件を含む)

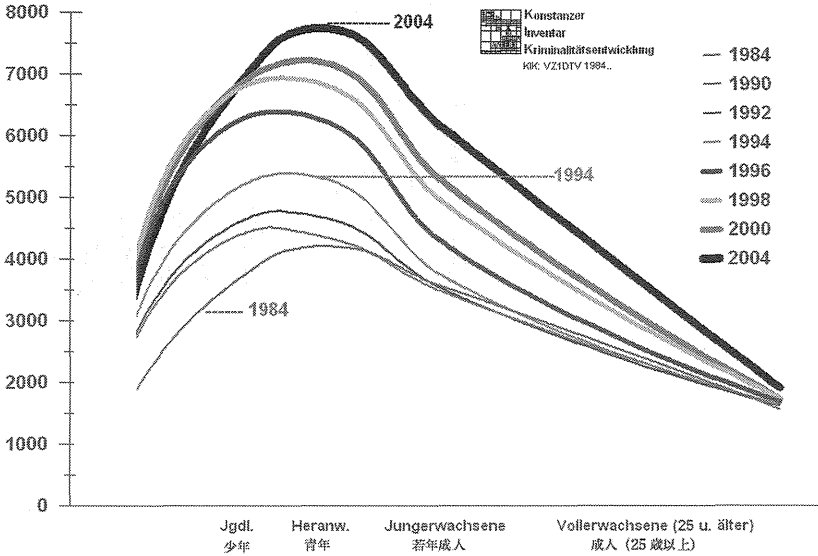
4 1998年まで：§§ 226, 227, 229 II StGB.

図 5 : 性別及び年齢集団別のドイツ人被疑者数 2005年



データ源 : Bundeskriminalamt (Hrsg.): Polizeiliche Kriminalstatistik Bundesrepublik Deutschland 2005, Tab. 40.

図 6：警察に登録された年齢集団別（少年、青年、若年成人、成人）のドイツ人被疑者 同世代の住民人口10万人あたりの頻度数
西ベルリン、1992年はベルリン全域を含む旧いラント



凡例：

少年：14歳以上18歳未満

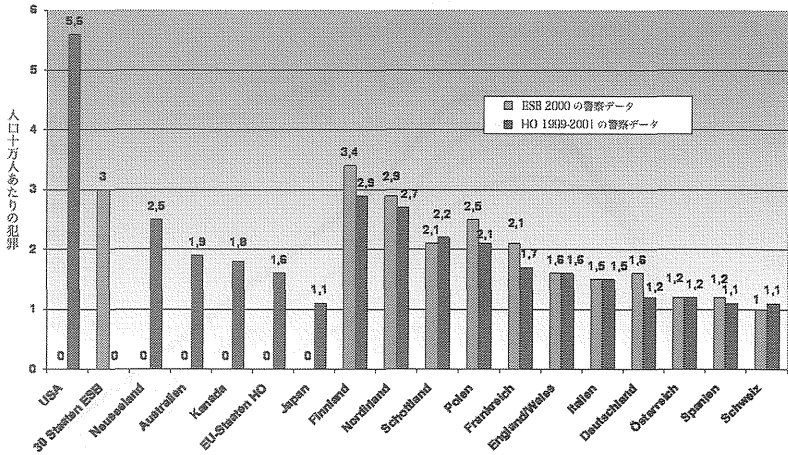
青年：18歳以上21歳未満

若年成人：21歳以上25歳未満

成人：25歳以上

データ源：Bundeskriminalamt (Hrsg.): Polizeiliche Kriminalstatistik 1984 .. 2004.

図 7 : 2002年における故意の殺人犯罪：警察登録事件の国際比較とヨーロッパ比較

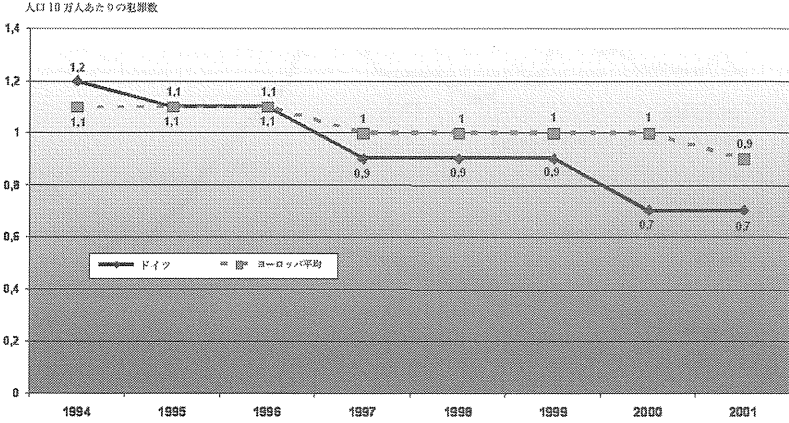


引用元：Bundesministerium des Innern; Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht, Berlin 2006. S. 43, Schaubild 2.2.-2.

Ausgangsdaten ESB = European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics 2003 (Killias, Martin et al., European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics 2003. Den Haag, Uffculme 2003., S. 35 ff., Table 1.2.1.3).

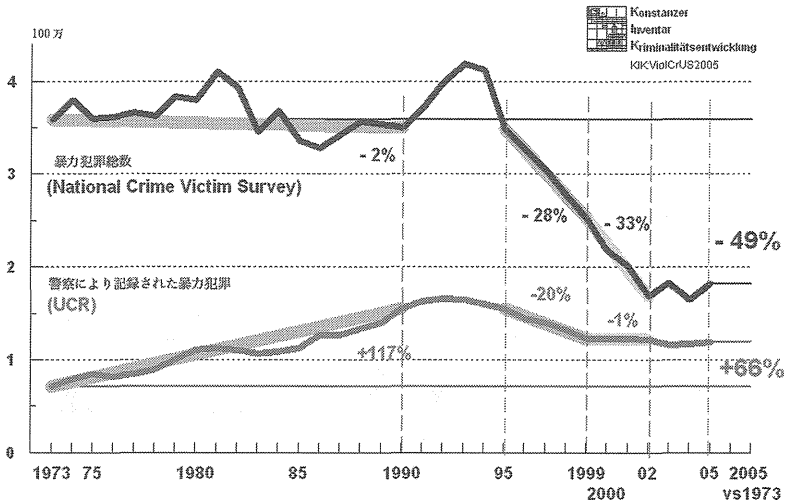
Ausgangszahlen HO = Home Office Research, Development and Statistics Directorate, London (Barclay, Gordon; Tavares, Cynthia: International Comparisons of Criminal Justice Statistics 2001, Home Office Statistical Bulletin 12/03. London 2003, S. 10, Table 1.1).

図 8：謀殺、故殺及び身体傷害の結果被害者が死亡した事件 ヨーロッパ諸国の平均と比較した場合のドイツにおける変動 1994年から2001年まで



引用元：Bundesministerium des Innern; Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht, Berlin 2006. S. 47, Schaubild 2.2.-4. Ausgangszahlen. World Health Organization Regional Office for Europe, 2005.

図9：暗数の暴力犯罪と警察に登録された暴力犯罪 アメリカ 1973年から2005年

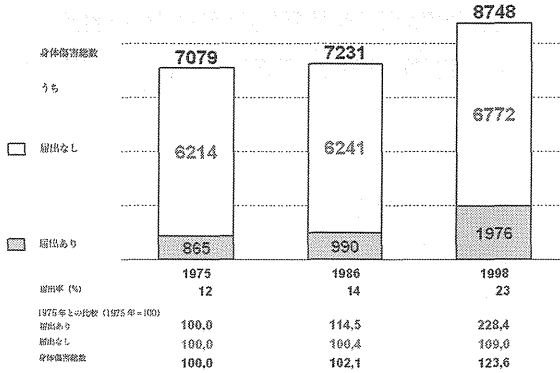


凡例：

- 暴力犯罪総数：警察に登録された殺人犯罪数に、警察に届出が行われたかどうかにかかわらず、被害者調査において示された強姦、強盗、重大かつ危険な身体傷害 („aggravated assault“) を、加えたもの
- 警察に登録された犯罪：FBIの定式的な犯罪レポートに含まれている殺人犯罪、強姦 („forcible rapes“)、強盗、重大で危険な身体傷害 („aggravated assault“) 。個人商店や企業での強盗と被害者が12歳未満である犯罪は含んでいない。

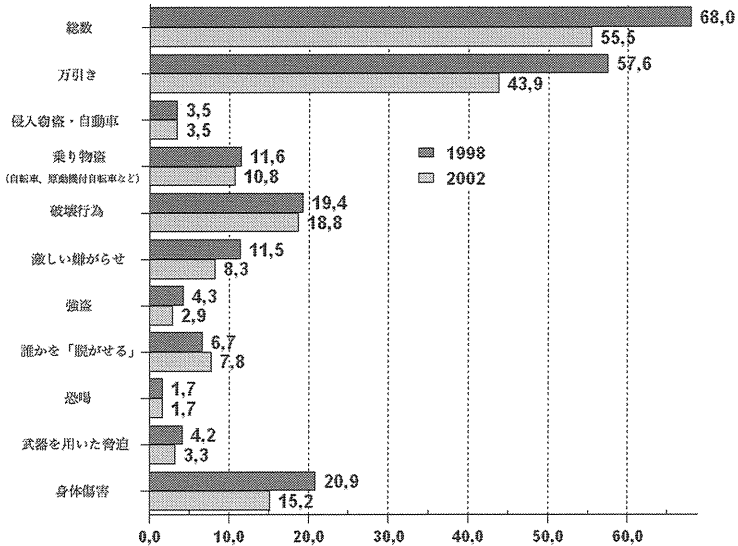
データ源：Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice: Key Crime & Justice Facts at a Glance <<http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/glance/cv2.htm>>.

図10：Bochum第一次調査から第三次調査（1975年/1986年/1998年）において身体傷害を届け出たものの絶対数と届け出なかったものの絶対数の変動



データ源：Schwind, H. D., Fetchenhauer, D., Ahlborn, W.; Weiß, R.: Kriminalitätsphänomene im Langzeitvergleich am Beispiel einer deutschen Großstadt, Neuwied/Kriftel 2001, S. 142.

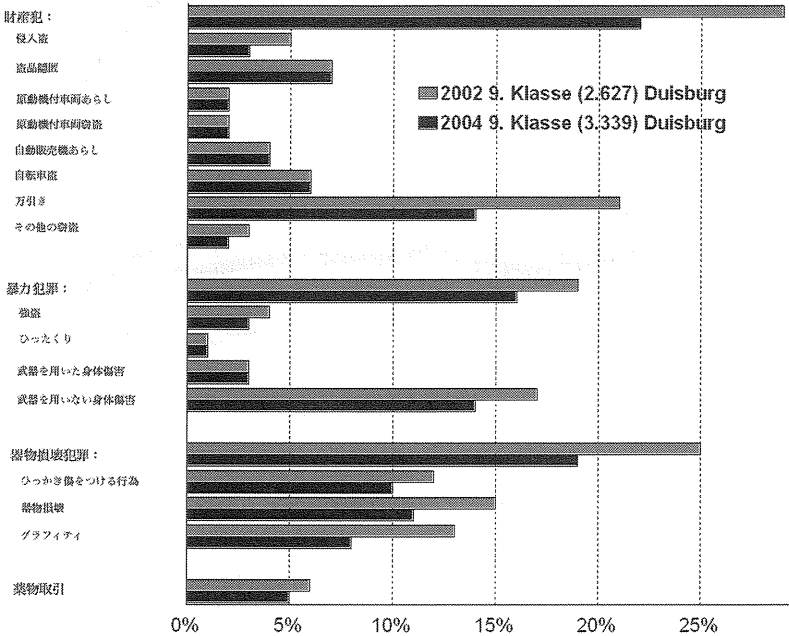
図11：自己申告された犯罪（年齢の指標率）
Greifswaldにおける1998年と2002年における第9学年の生徒に対するアンケート



データ源：Düinkel, Frieder; Geng, Bernd: Gewalterfahrungen, gesellschaftliche Orientierungen und Risikofaktoren bei Jugendlichen in der Hansestadt Greifswald 1998-2002, in: Düinkel, Frieder; Geng, Bernd (Hrsg.): Jugendgewalt und Kriminalprävention, Mönchengladbach 2003, S. 20.

図12：自己申告された犯罪（過去12ヶ月における非行行動の指標率）

2002年と2004年のDuisburgにおける第9学年の生徒へのアンケート（N2002=2,627；N2004=3,339）



データ源：Boers, Klaus; Reinecke, Jost: Erläuterungen zur dritten kriminologischen Schülerbefragung in Duisburg 2004, in: Informationen zur 3. Schülerbefragung in Duisburg 2004, S. 2; Boers, Klaus; Reinecke, Jost: Selbstberichtete Kriminalität, abweichendes Verhalten, Alkohol- und Drogenkonsum, in: Informationen zur 3. Schülerbefragung in Duisburg 2004, S. 4.

図13：ドイツの学校における暴力に原因する傷害事件の変動

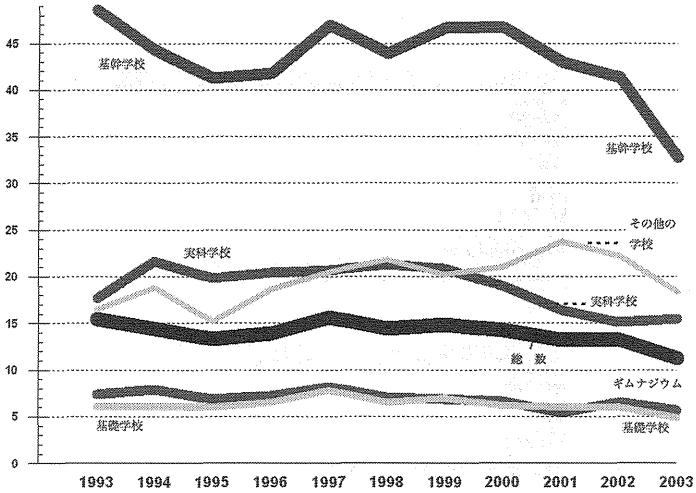


図13に関するデータからの抜粋

	1993	1995	1997	1999	2001	2001
基礎学校 Grundschule	6,1	6	7,8	7	6	4,9
基幹学校 Hauptschulen	48,6	41,3	46,9	46,7	43	32,8
特殊学校 Sonderschulen	16,5	15,2	20,5	20,3	23,8	18,4
実科学校 Realschulen	17,7	19,8	20,7	20,9	16,4	15,5
ギムナジウム Gymnasien	7,4	6,9	8,2	6,9	5,4	5,7
総数 Insgesamt	15,5	13,3	15,6	14,9	13,2	11,3

データ源：Bundesverband der Unfallkassen: Gewalt an Schulen. Ein empirischer Beitrag zum gewaltverursachten Verletzungsgeschehen an Schulen in Deutschland 1993-2003, München 2005, S. 15, Tab. 10 (http://www.unfallkassen.de/files/510/Gewalt_an_Schulen.pdf?PHPSESSID=4f0e0829013c1fea734b35e63514cb25).

図14：警察登録事件における火器使用（脅迫／発砲）

西ベルリン、1991年と1992年ではベルリン全域を含む旧イラント、1993年からはドイツ全土

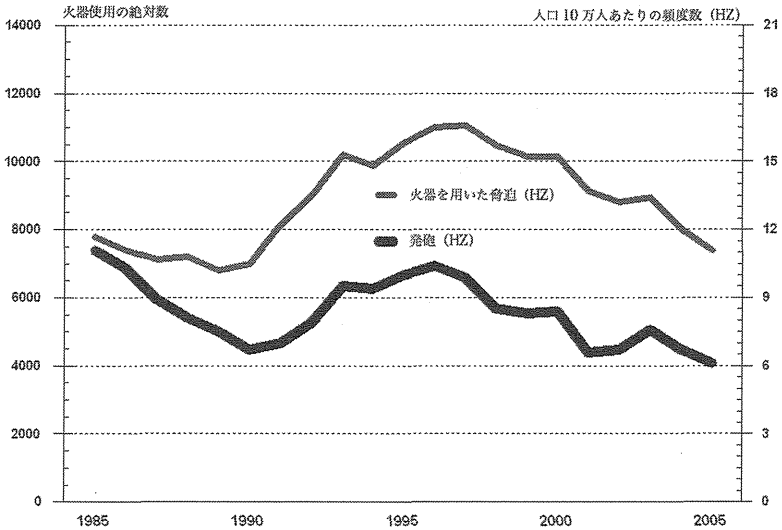


図14に関するデータからの抜粋

火 器		1985	1990	1995	2000	2005
脅迫	絶対数	7.128	6.589	12.855	12.482	9.177
	頻度数	11,7	10,5	15,8	15,2	11,1
発砲	絶対数	6.787	4.185	8.163	6.937	5.039
	頻度数	11,1	6,7	10,0	8,4	6,1

データ源：Bundeskriminalamt (Hrsg.): Polizeiliche Kriminalstatistik 1985 .. 2005.

図15：犯罪予防のディメンション

	第一次予防 (一般)	第二次予防 (犯罪の危険にさらされ ている集団もしくは状 況)	第三次予防 (行為の反復の予防)
行為者	積極的一般予防(規範の 明確化) 社会化の援助、危険に関 する啓蒙(薬物、アルコー ル)	消極的一般予防(犯罪に 及ぶ傾向のある者の威 嚇) 街頭での非行少年に対す るソーシャルワークなど の少年援助	再社会化、社会治療、保 護観察 釈放援助、犯罪に及んだ 者のための負債相談
状況	予防一般を行う警察活 動；隣人同士の助け合い の促進、都市計画	犯罪の危険にさらされや すい地域における特定の 物の保護(たとえば空港 における手荷物検査)	侵害に対する「ターゲッ ト・ハードニング」の強 化(物理的・技術的な障 壁の創出と強化)
被害者	被害者保護のための援助 に関する一般的な啓蒙	リスクのあるグループに 対する措置の提供(銀行 員の訓練)	被害者のケア

引用元：Bundesministerium des Innern, Bundesministerium der Justiz (Hrsg.): Zweiter
Periodischer Sicherheitsbericht, Berlin 2006, Kap. 7, S. 667.

【付記】

本稿は、2007年4月11日に開催された法政学会講演会(於：九州大学法学部)に
おいてコンスタンツ大学のヴォルフガング・ハインツ教授が行った講演のもと
なった原稿の翻訳である。講演当日は、多数の参加者を得ることができ、質疑応答
を交えて活発な議論が行われた。

なお、本稿中参照指示のある資料のURLには、訳者により最新のものに改められ
たものがある。